

伊奈町下水道使用料賦課漏れ
再発防止対策に関する会議

報 告 書

平成29年9月

伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	伊奈町下水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・	1
3	これまでの下水道使用料賦課の手順及び徴収業務の経緯・・・・・・・・	2
	（1）これまでの下水道使用料賦課の手順	
	（2）これまでの下水道使用料徴収の経緯	
4	下水道使用料賦課漏れ調査に至った経緯・・・・・・・・	3
	（1）下水道未接続建物の抽出（平成28年7月）	
	（2）下水道接続の現地確認（平成28年8月）	
5	下水道使用料賦課漏れ調査の実施概要と結果・・・・・・・・	4
	（1）下水道使用料賦課漏れの調査方法	
	（2）下水道使用料賦課漏れの現地調査期間と件数	
	（3）下水道使用料賦課漏れの調査結果	
6	下水道使用料賦課漏れの状況・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）下水道使用料賦課漏れの件数、金額	
	（2）下水道使用料賦課漏れの原因、概要	
	（3）下水道使用料遡及分の徴収	
7	下水道使用料賦課漏れの背景と原因・・・・・・・・・・・・	6
	（1）背景	
	（2）原因	
8	下水道使用料賦課漏れの原因分析結果に基づく再発防止対策・・・・・・・・	7
	（1）無届工事再発防止対策について	
	（2）町指定工事店の手続き遅延再発防止対策について	
	（3）町の事務処理遅延再発防止対策について	
	（4）その他の下水道使用料賦課漏れ再発防止対策について	
	（5）処分及び罰則等の強化	
9	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

【参考資料】

- 1 下水道使用料の賦課漏れについて（町ホームページ掲載内容）
- 2 伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議設置要綱
- 3 伊奈町下水道条例（抜粋）
- 4 排水設備等計画確認申請書
- 5 排水設備等計画確認通知書
- 6 排水設備工事完了届

- 7 排水設備検査済証
- 8 公共下水道使用開始届
- 9 排水設備工事等確認申請書受付簿
- 10 下水道使用料賦課漏れリスト
- 11 排水設備工事の届出について（ご注意）
- 12 伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議開催状況
- 13 上下水道料金徴収事務フロー

1 はじめに

伊奈町では、平成28年7月以降に判明した下水道使用料賦課漏れ【参考資料1】の原因究明と今後の再発防止対策を図るため、平成29年3月2日に伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議【参考資料2】を設置した。

下水道使用料賦課漏れ件数は65件に及ぶものであり、下水道使用者の皆様にご迷惑とご心配をお掛けしたことのみならず、下水道事業を運営する町政に対する信頼を損ねるような重大な事案であると重く受け止め、今後、下水道使用料賦課漏れを繰り返さないよう原因分析と再発防止対策を検討したので、その結果をここに取りまとめた。

2 伊奈町の下水道事業の概要

伊奈町（以下「町」という。）の公共下水道事業は、11市4町で構成される中川流域下水道に属し、流域別下水道整備総合計画を上位計画とした伊奈町全体計画に基づき、昭和57年度に都市計画決定及び事業認可を受け、昭和58年度に栄地区の工事着工以降、工事の進捗に合わせ、都市計画決定区域及び事業認可区域を追加変更しながら整備を進めてきた。現在では、栄地区、寿地区、本町地区、北部・中部区画整理地区、綾瀬地区、中山住宅、準工地区、光が丘地区の整備が完了し、細田山地区、氷川地区及び工専地区の整備を順次進めている。

3 これまでの下水道使用料賦課の手順及び徴収の経緯

(1) これまでの下水道使用料賦課の手順

- ① 排水設備の新設等をしようとする者は、伊奈町指定下水道工事店（以下「町指定工事店」という。）へ排水設備工事の実施について依頼を行う。
- ② 町指定工事店が現地調査を行う。
- ③ 町下水道条例第8条の規定により、排水設備の新設等をしようとする者が町へ「排水設備等計画確認申請書【参考資料4】（以下「排水設備申請書」という。）により届出を行う。
- ④ 町はこの排水設備申請書の内容を審査し、関係法令等の規定に適合していると認めたときは、排水設備等計画確認通知書【参考資料5】により排水設備の新設等をしようとする者へ通知する。
- ⑤ 町指定工事店により工事が着手される。
- ⑥ 町下水道条例第9条の規定により、排水設備工事完了後、排水設備の新設等をした者から「排水設備等工事完了届」【参考資料6】（以下「完了届」という。）が町へ提出される。
- ⑦ 町は、排水設備工事の完了検査を行い、検査に合格したときは「排水設備検査済証」【参考資料7】を交付する。
- ⑧ 町下水道条例第26条の規定により、下水道使用者から「公共下水道使用開始届」【参考資料8】（以下「使用開始届」という。）が町へ提出される。
- ⑨ 町は、使用開始届の受領をもって下水道使用者に対し下水道使用料を賦課する。

(2) これまでの下水道使用料徴収の経緯

平成3年4月から、下水道担当課では、水道課から水道メーターの検針データの提供を受け下水道使用料の徴収事務を行っていたが、平成10年4月から伊奈町公共下水道使用料徴収庶務規則の制定に基づき、下水道使用料の徴収事務を水道課に業務委託し、水道料金と下水道使用料の合算徴収を開始した。

その後、水道課では平成14年10月から水道料金の徴収事務等の業務委託を開始したため、その業務を受託した業者（以下「受託業者」という。）が下水道使用料の徴収事務も併せて実施することとなった。これに伴い、平成15年4月から新たに下水道使用料の調定等に関する協定を締結し、現在は受託業者が水道料金と下水道使用料を合算徴収している。

4 下水道使用料賦課漏れ調査に至った経緯

下水道使用料賦課漏れ調査に至った経緯は次のとおりである。

(1) 下水道未接続建物の抽出（平成28年7月）

下水道供用開始区域において、下水道未接続の世帯に対し、水洗化促進を図るため、下水道に未接続の建物の洗い出し作業を行った。

作業方法として、上下水道料金の賦課徴収を管理している総合水道業務情報管理システム（以下「水道管理システム」という。）により、下水道供用開始区域内のうち水道料金のみ徴収されているものを確認し、その内、散水栓等で下水道に接続しないものを除き、水洗化すべきものを抽出した。

供用開始区域内 世帯・事業所数	上下水道使用 世帯・事業所数	上水道のみ使用 世帯・事業所数
12,925	12,264	661

(2) 下水道接続の現地確認（平成28年8月）

抽出結果に基づき、現地確認を行ったところ、下水道の取付桝等の排水設備があり、下水道に接続されていると思われる世帯が確認されたため、接続状況の調査を開始した。また、9月1日には、賦課漏れと思われる世帯の方から、「下水道使用料が賦課されていない」との問い合わせがあり、調査の結果、町では使用開始届を受領した形跡がなく、下水道使用料が未賦課となっていたことが判明した。これらの事案により、下水道供用開始区域内で上水道のみ使用している世帯・事業所数の中に、届出がなく無断で下水道に接続されているものが含まれているのではないかとこの考えに基づき、調査を進めることとした。

5 下水道使用料賦課漏れ調査の実施概要と結果

(1) 下水道使用料賦課漏れの調査方法

- ① 水道管理システムから、下水道供用開始区域内で上水道のみ賦課されている世帯・事業所を抽出する。
- ② 上記①で抽出した世帯・事業者のうち、散水栓や共用栓のため、下水道使用料を賦課しないものを除き、未接続世帯を把握する。
- ③ 下水道担当職員が現地に赴き調査し、下水道に接続していると思われる世帯・事業所を確認する。
- ④ ③で確認した世帯・事業所について、「排水設備工事等確認申請書受付簿」【参考資料9】により受付状況を照合し、受付されていない世帯・事業所は無届工事、受付されている世帯・事業所は事務誤りとして「下水道使用料賦課漏れリスト」【参考資料10】を作成する。
- ⑤ 「下水道使用料賦課漏れリスト」を基に、下水道担当職員が現地において使用者からの聞き取りにより下水道使用の有無を確認する。

(2) 下水道使用料賦課漏れの現地調査期間と件数

- ① 現地調査期間：平成28年8月1日～平成29年1月25日
- ② 現地調査件数：661件

(3) 下水道使用料賦課漏れの調査結果

- ① 現地調査済件数：661件
- ② 下水道使用料賦課漏れ件数：65件

※なお、下水道の使用が確認され、下水道使用料の賦課漏れとなっていた使用者に対しては、確認時以後の下水道使用料の賦課徴収について了承していただき、賦課徴収を開始している。

6 下水道使用料賦課漏れの状況

(1) 下水道使用料賦課漏れの件数及び金額

- ① 下水道使用料賦課漏れ件数：65件（74人）
- ② 下水道使用料賦課漏れ金額：17,384,227円（推計）※
（平成3年7月～平成28年12月）
- ③ 下水道使用料遡及金額：6,781,949円
（平成24年2月～平成28年12月）

※下水道使用料賦課漏れ金額については、下水道使用料データが平成13年度以降しかないため、平成13年度以前のものについては、対象となる建築物の排水設備工事完了日または水道開栓日を使用開始日とみなし、推計している。

下水道使用料遡及金額については、地方自治法第236条の規定に基づき、過去5年間の下水道使用料を算出している。

(2) 下水道使用料賦課漏れの原因及び件数

下水道使用料賦課漏れの原因は以下の3つのケースに分類できる。

- ① 排水設備の新設等をしようとする者からの届出がなく、下水道に接続されていたケース（以下「無届工事」という。）：39件（41人）
- ② 町指定工事店が使用開始届を提出せず手続きを遅延していたケース（以下「手続き遅延」という。）：14件（14人）
- ③ 排水設備完了届及び使用開始届が提出されているが、町の事務誤りにより下水道使用料が賦課されていなかったケース（以下「事務誤り」という。）：12件（19人）

※（ ）内は、下水道使用料賦課漏れ期間内の転出入に伴う延べ使用者数

(3) 下水道使用料遡及分の徴収

下水道使用料の賦課漏れについては、各使用者にお詫びするとともに、賦課漏れとなった使用料のうち、遡及可能な5年間の使用料について、あらためて納付していただくよう説明し、徴収を開始している。また、使用者の負担に配慮し、分割納付等の相談にも応じる等、完納していただくよう努めていく。

7 下水道使用料賦課漏れの背景と原因

(1) 背景

本町における公共下水道事業は、平成3年4月から供用を開始し、下水道担当課において下水道使用料を徴収していたが、平成10年4月から水道料金と合算徴収する規則を制定し、徴収事務を水道課に業務委託し、水道料金と合わせて徴収する体制とした。

このことにより、下水道担当課が下水道使用料を徴収することがなくなり、水道課から下水道使用料の報告及び入金が行われることとなった。そのため、下水道担当課では、水道課からの報告及び入金に対する確認作業を重視し、賦課状況の確認作業が疎かになったものと考えられる。また、水洗化促進の現地踏査は業務の繁忙から後回しとなってしまい、このことも使用料賦課漏れの発見が遅れた背景のひとつと考えられる。

平成27年4月には上下水道課に統合されたことにより、現在は上水道担当と連携し、賦課状況等を随時確認できる体制となっている。

(2) 原因

今回の下水道使用料賦課漏れの原因は、以下の3つのケースである。

① 無届工事

無届工事は39件となっており、全体の60%を占めている。申請主義に基づき事務を行っていたため、下水道に接続する場合は、排水設備申請書が必ず提出されているものとして事務を進めていた。

② 手続き遅延

手続き遅延による賦課漏れ件数は14件となっている。町下水道条例第9条の規定により、排水設備の新設等をした者は、その工事を完了したときは工事の完了した日から5日以内に完了届を提出することになっている。その際、事務手続き上、使用開始届を併せて提出するよう指導しているが、町指定工事店が提出せず、その後も使用開始届の提出を確認しなかったことが原因として考えられる。

③ 事務誤り

事務誤りによる賦課漏れ件数は12件となっている。平成3年4月から平成15年3月までは、下水道担当職員が使用開始届に基づき水道管理システムに下水道の使用開始情報を入力していたが、平成14年10月に水道課が水道料金の徴収事務等の業務委託を開始したことにより、平成15年4月から受託業者へ使用開始届の写しを送付し、受託業者が下水道の使用開始情報を入力している。この一連の事務作業において、使用開始届の送付を行っていなかったことや水道管理システムへの入力ミスが賦課漏れの原因として考えられる。

8 下水道使用料賦課漏れの原因分析結果に基づく再発防止対策

(1) 無届工事再発防止対策について

- ① 上水道担当と給水の申請状況の情報を共有し、下水道接続工事が必要と思われる建築物等を確認し、給水申請した水道工事施工者から排水設備工事を担当する町指定工事店を聞き出し、排水設備申請書の提出を指導することとした。上水道担当と連携する体制の強化により、下水道の供用開始区域内での水道開始申し込みがあった時点で、賦課徴収の対象として確認することができる。さらに、建築状況のパトロールや水道工事施工者から町指定工事店の特定が可能となり、無届工事や使用開始届の遅延が防止できる。
- ② 町指定工事店に対し、「排水設備工事の届出について（ご注意）」【参考資料11】により今回の下水道使用料賦課漏れについて知らせるとともに、改めて無届工事や名義貸し等の違反行為をしないよう文書により周知を行った。今後も町指定工事店の登録申請及び更新時に、無届工事や名義貸し等の違反行為を行わないよう、指導することとした。

(2) 手続き遅延再発防止対策について

- ① 町指定工事店の登録申請及び更新時に、排水設備申請書や使用開始届を遅滞なく確実にを行うよう指導することとした。
- ② 排水設備工事の進捗状況の確認を定期的に行い、完了届や使用開始届の遅延がないように指導することとした。

(3) 事務誤り再発防止対策について

下水道担当職員は、次の事務手順を順守することとした。

- ① 使用開始届の写しを速やかに受託業者に送付するとともに、入力完了の連絡があったら、水道管理システム上で入力ミスや入力漏れがないか確認する。
- ② 使用開始届の決裁を回すときは、①で確認した水道管理システム画面を印刷し、確認書類として添付する。
- ③ 決裁後の使用開始届の写しを作成し、工事の完了届に添付するとともに申請受付簿に水道管理システムへの入力済みの確認欄を設け、チェックする。

この事務手順により、複数の下水道担当職員で使用開始届の入力状況を確認する体制となり、下水道使用料賦課漏れの防止が図られる。

(4) その他の下水道使用料賦課漏れ再発防止対策について

- ① 今回の賦課漏れについて、未接続世帯の接続状況の全件確認を実施した。また、未水洗化世帯リスト及び地図データを作成して、未接続世帯への水洗化促進業務による現地確認を定期的に行うこととした。このことにより、万が一賦課漏れが発生していた場合でも、早期発見を行うことができる。
- ② 住宅建築会社や町民に対し、排水設備を設置する際には町下水道条例により排水設備申請書や使用開始届が必要となることを町ホームページや広報紙により周知した。今後も継続して周知に努める。

(5) 処分及び罰則等の強化

今回の無届工事等による賦課漏れについて、事実確認ができた町指定工事店及び町指定工事店以外の工事店に対し、下記の処分を行う。また、従来の罰則を強化し、今後の無届工事等の再発防止を図る。

① 処分の内容

- (ア) 全ての工事店に対し、始末書を提出させ、今後、違反行為をしないことを誓約させる。
- (イ) 町指定工事店に対し、町下水道指定工事店規則及び町指定工事店等に係る処分の基準に関する要綱に基づき、違反行為に係る点数を加算する。なお、加算した結果、点数に応じた指定の停止または取り消し処分に該当する工事店はない。
- (ウ) 町指定工事店以外の工事店のうち、町外に所在する工事店については、当該工事店が所在する市町村の下水道担当課へ今回の違反行為を通知する。
- (エ) 町下水道条例に基づく過料については、徴収手続き等の基準がないため徴収しない。

② 罰則の強化

- (ア) 町指定工事店等に係る処分の基準に関する要綱を改正し、無届工事や名義貸し等の悪質な違反行為の点数をアップし、処分に至るまでの違反回数を減少させる。また、点数の累積期間について、最後に点数を累積した日から1年間となっていた規定を2年間に延長する。
- (イ) 町下水道条例を改正し、過料の徴収について新たに徴収手続き等の基準を設け、厳格に運用していく。

9 おわりに

「伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議」は、平成29年3月2日発足以来、3回にわたる会議を重ね下水道使用料賦課漏れとなった原因を明らかにするとともに、今後の再発防止対策について検討を行った。

下水道事業は、地方財政法により地方公営企業として位置づけられ、維持運営経費はその事業経営に伴う収入である下水道使用料をもって充てなければならないという独立採算制を原則とする事業であり、下水道使用料の賦課業務は公平かつ厳正に行われることが求められるものである。今回、このような多くの世帯等で判明した下水道使用料賦課漏れは、本来、下水道使用量に応じて公平公正であるべき使用料制度の根幹を揺るがすものと認識しており、町政への信頼を失うことにもなりかねない重大な事案である。

今回の下水道使用料賦課漏れを教訓に、何よりも町民の皆様からの信頼回復を第一とし、下水道担当職員一人ひとりが業務内容の理解を深めるとともに組織としてのチェック体制を強化するなど、このような不祥事を二度と起こさぬよう、今回検討した再発防止対策を確実に実行し、適正な職務の執行に鋭意努力していかねばならない。

【参 考 資 料】

[ホーム](#)[くらし](#)[町の情報](#)[観光・文化](#)[事業者の方へ](#)[ホーム](#)

下水道使用料の賦課漏れについて

[2017年3月1日]

町では、公共下水道への接続促進業務の過程で、未接続の世帯や事業所の調査を実施したところ、一部の世帯・事業所において、下水道を使用しているにもかかわらず、使用料が賦課されていない状態であることが判明しました。

使用者の方々には、ご迷惑をおかけしまして、まことに申し訳ございませんでした。今後は、再発防止に努めてまいります。

賦課漏れ件数・金額

賦課漏れ件数 65件

下水道使用料賦課漏れ金額 6,785,723円

賦課漏れの原因・概要

- (1)町指定工事店からの届出がなく、下水道管に接続されていた件数 39件
- (2)届出はあるが、町の事務処理の誤りによる件数 26件

現在までの対応状況

賦課漏れとなっていた全件の使用者の方々には、お詫びを申し上げるとともに、今後使用する下水道使用料の賦課をお願いし了解をいただいております。

今後の対応

過去の下水道使用料の遡及分について、使用者の皆様へ納付をお願いするとともに、「(仮称)下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議」を設置し、再発防止に向けた取り組みを行ってまいります。

ご意見をお聞かせください

より良いホームページにするため、皆さまのご意見をお聞かせください。

このページは役に立ちましたか？

☐役に立った ☒普通 ☐役に立たなかった

このページは見つけやすかったですか？

☐見つけやすかった ☒普通 ☐見つけにくかった

このページに関するご質問やご意見は、下記「お問い合わせ」へご連絡ください。

お問い合わせ

上下水道課下水道施設係

電話: 048-721-5555 ファクス: 048-721-5556

電話の際は、今一度電話番号をご確認いただき、お掛け間違いのないようお願いいたします。

[お問い合わせフォーム](#)

下水道使用料の賦課漏れについてへの別ルート

[ホーム](#) [新着情報](#)

○伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議設置要綱

平成 29 年 3 月 2 日

要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 下水道使用料の賦課漏れ(以下「賦課漏れ」という。)の再発防止を図るため、伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 賦課漏れの事実関係等の把握に関すること。
- (2) 賦課漏れの再発防止対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、賦課漏れにおける再発防止に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、第 4 項の委員のうち副町長の職にある者をもって充てる。

3 副議長は、第 4 項の委員のうち上下水道統括監の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 副町長
- (2) 企画総務統括監
- (3) 都市建設統括監
- (4) 上下水道統括監
- (5) 企画課長
- (6) 総務課長
- (7) 土木課長
- (8) 都市計画課長
- (9) 上下水道課長

(職務)

第 4 条 議長は、対策会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第 5 条 対策会議は、議長がこれを招集する。

2 対策会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第 6 条 対策会議は、会議の結果を町長に報告する。

(庶務)

第 7 条 対策会議の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 2 日から施行する。

○伊奈町下水道条例（抜粋）

（排水設備等の計画の確認）

第 8 条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について、書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の検査）

第 9 条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から 5 日以内に到達するようにその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査に合格したときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。
- 3 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

（使用開始等の届出）

第 26 条 使用者は、公共下水道の使用を開始、休止、廃止、又は再開したときは、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

- 2 法第 11 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 4、又は第 12 条の 7 の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

第2号様式（第5条関係） 第7号様式（第8条関係）

排水設備等計画確認申請書

（在来排水施設認定申請書）

受付番号	号	確認番号	号
------	---	------	---

伊奈町長		平成 年 月 日	
申請者 住所 〒		伊奈町	
氏名 氏名		事業種別 アパート・マンション・店舗 ()	
ふりがな		新設・増設・改設・確認事項の変更・在来施設認定	
氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)		新設・増設・改設・無	
氏名		補助・融資あつ旋・無	
氏名		水道 排水 井戸 水	
氏名		専 用・共 用	
氏名		動力・手動・無	
氏名		家事用 浴場用	
氏名		共同住宅・店舗併用 ()	
氏名		設置済・未設置	
氏名		その他	
氏名		方 位	
氏名		再検査年月日	
氏名		整理番号	
氏名		水 道 関 係	

上記のとおり確認してよろしいか伺います。あわせて、在来排水施設を認定してよろしいか伺います。

課 長	課長補佐	係 長	係
氏名	氏名	氏名	氏名

検査員/職名
検査員/職名

指 定 工 事 店	住所 〒	責任技術者 氏 名
氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)	氏 名	氏 名
氏 名	氏 名	氏 名

注：この見積書については、写しを設置者に渡すこと

注：この見積書については、写しを設置者に渡すこと

工種	名 称	形状寸法	見		積 金 額	工種	名 称	形状寸法	見		積 金 額
			数量	単位					数量	単位	
便 所 工 事	計	①				浄化槽(埋設)処理費					
排 水 工 事	取 付 ま す 設 置					取 壊 ・ 復 旧 費					
	小 計					計					③
管 布 設	ま す 設 置					そ の 他					
	小 計					計					④
工 事	管 布 設					直 接 工 事 費 計					⑤
	小 計					設 計 手 数 料			①+②+③+④		
工 事	管 布 設					間 接 経 費			%		
	小 計					計					
工 事	管 布 設					純 工 事 費 計			⑤+⑥		⑥
	小 計					付 帯 施 設 工 事 費			1	式	⑦
工 事	管 布 設					給 水 工 事 費			1	式	⑧
	小 計					合 計			⑦+⑧+⑨		⑨
工 事	管 布 設					消 費 税 額			%	1	式
	小 計					工 事 請 求 額			⑩+⑪		⑩
工 事	管 布 設					融 資 あ っ せ ん 補 助 対 象 額					⑪
	小 計					計					⑫

給水工事費

[illegible]

第3号様式(第8条関係)

排水設備等計画確認通知書

上 発 第 号
平成 年 月 日

様

伊奈町長

先に提出のあった申請書(変更届)及び添付図書は、排水設備等の設置及び構造に関する法令及び条例の規定に適合することを確認したので通知します。

確 認 番 号	第 号
確 認 年 月 日	平成 年 月 日
工 事 区 分	☐ 新設 ☐ 増設 ☐ 改造
設 置 場 所	伊奈町 番地

備 考

下水道指定工事店：

第5号様式（第7条関係）

課長	課長補佐	係長	主任	係

排水設備等工事検査報告書

完成検査を行なった結果、次のとおり報告します。

検査日	検査員	検査結果	再検査日	検査員	検査結果
平成 年 月 日		合・否	平成 年 月 日		合・否

検査項目	チェック欄	再チェック欄
承諾		
1. 土地所有者の承諾の有無	合・否	合・否
2. 家屋所有者の承諾の有無	合・否	合・否
3. 雨水・汚水の誤接はないか	合・否	合・否
4. 雨水・汚水の分離がされているか	合・否	合・否
5. 埋設管の上被りは確保されているか	合・否	合・否
6. 漏水はないか	合・否	合・否
7. 流速は確保されているか	合・否	合・否
8. 管につまりはないか	合・否	合・否
9. 雨水マスに泥だめはあるか	合・否	合・否
10. マス・管に不等沈下はないか	合・否	合・否
11. 阻集器が適正に設置されているか	合・否	合・否
12. 便槽処理は適切に行なわれているか	合・否	合・否
13. 封水は確保されているか	合・否	合・否
14. 汚水マスのふたからの浸入水のおそれはないか	合・否	合・否
15. 復旧はきちんとしてあるか	合・否	合・否
16. 配管位置は竣工図どおりか	合・否	合・否
17. 勾配は竣工図どおりか	合・否	合・否
18. マス深は竣工図どおりか	合・否	合・否
19. 距離は竣工図どおりか	合・否	合・否
20. 管径は竣工図どおりか	合・否	合・否
21. マス口径は竣工図どおりか	合・否	合・否
22. 管は規格品を使用しているか	合・否	合・否
23. マスは規格品を使用しているか	合・否	合・否

検査済証番号 No.	交付年月日 平成 年 月 日
------------	----------------

排水設備等工事完了届

伊奈町長

様

平成 年 月 日

申請者 住所
(代理人) 氏名

印

平成 年 月 日 第 号で確認された排水設備等工事を完了したので、検査願いたくお届けいたします

工事種別	排水設備			
	水洗便所	新設	増設	改設
施工場所	伊奈町			
所有者	居住地			
氏名				
住所	居住地			
氏名				
指定工事店名				
責任技術者名				
計画確認年月日及び確認番号	平成 年 月 日	第 号		
工事着手、竣工年月日	着手 平成 年 月 日	竣工 平成 年 月 日		
検査予定日	平成 年 月 日	午前 午後	時	分
備考				

※この完了届は、工事完了の日から5日以内に提出すること。

第6号様式(第10条関係)

 伊 奈 町
No.
排水設備検査済証

第16号様式(第24条関係)

公共下水道使用(開始・休止・廃止)届	
年 月 日	
伊奈町長 様	届出者住所 (使用者)フリガナ 氏 名
伊奈町下水道条例第26条の規定により公共下水道の使用について次のとおり届出いたします。	
使用場所	伊奈町 番地
届出区分	使用(☐ 開始 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 再開)
	年 月 日
排水区分	☐ 一般家庭 家族人員 名 ☐ その他 従業員 名 (事業の種類)
使用水の種類	☐ 水道水(専用・共用) ☐ 自家水(計測装置 有・無) ☐ 併用(計測装置 有・無)
検査済証番号	第 号
備考	

上記届出を承認してよろしいか伺います。

・	・	決 裁 欄	課長	課 補	長 佐	係長	係		
・	・								
・	・								
《備考》									

使用開始届は、工事完了届と一緒に提出すること。

平成 年度排水設備工事等確認申請書受付簿

No.1

[illegible]

下水道使用料賦課漏れリスト

[illegible]

事 務 連 絡

平成 29 年 4 月 25 日

伊奈町下水道指定工事店 各位

伊奈町上下水道課長

排水設備工事の届出について（ご注意）

日頃より伊奈町下水道事業につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

伊奈町では、平成 28 年度に行った下水道接続状況調査により、排水設備工事の申請がされず無届で公共下水道への接続工事が行われたものが 39 件判明しました。

これは町指定工事店による無届工事と町の指定を取得していない設備業者による無断工事になります。下水道使用料も賦課されませんので、下水道を使用されている方にご迷惑がかかると共に、町下水道事業にも損失を与えることになります。排水設備工事の際には遺漏なく、排水設備等計画確認申請書の提出をお願いします。また、排水設備工事が完了した際は、早急に完了届並びに使用開始届を提出して下さい。

なお、伊奈町下水道条例、伊奈町下水道指定工事店規則、伊奈町下水道指定工事店等に係る処分の基準に関する要綱には、違反した場合に係る処分の規定もございますので、ご注意くださいようお願いします。

【連絡先】伊奈町上下水道課

下水道施設係

TEL：048-721-5555

FAX：048-721-5556

伊奈町下水道条例抜粋

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

(罰則)

第41条 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第8条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者

伊奈町下水道指定工事店規則抜粋

(指定の取消し又は停止)

第11条 町長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。

2 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。

(1) 条例及び同条例施行規則又はこの規則に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が指定工事店として不適当と認めたとき。

(登録の取消し又は停止)

第21条 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 条例及び同条例施行規則又はこの規則に違反したとき。

(2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が責任技術者として不適当と認めたとき。

(3) 第15条により本町に登録を受けた責任技術者が、他の市町村組合において、当該市町村組合の下水道条例、同施行規則又は指定下水道工事店規則等に違反したとき。

伊奈町下水道使用料賦課漏れ再発防止対策に関する会議開催状況

第1回会議 平成29年 3月17日 (金)

第2回会議 平成29年 6月28日 (水)

第3回会議 平成29年 8月 8日 (火)

